

編集委員会からのお知らせ

『ヴィクトリア朝文化研究』第23号は、2025年11月末に発行の予定です。会員の方々はふるってご投稿ください。投稿の締切は、2025年5月末日です。投稿規程は以下のとおりです。なお投稿にあたっては、「掲載論文の著作権および掲載論文の公開について」「研究活動における不正行為防止等のガイドライン」も併せてご確認ください。

投稿規程

(2024年4月1日改訂)

1. 投稿原稿は論文のみとする。編集委員会が審査し、採否を決定する。
2. 投稿資格は会員であり、当該年度の会費を納入した者であること。ただし協会主催の講演、シンポジウム等に基づいた論文の場合、本学会会員以外の原稿を掲載することがある。
3. 投稿原稿は未発表のことである。ただし、口頭で発表されたものは投稿可。
4. 投稿原稿は、本学会の設立趣旨に沿い、広くヴィクトリア朝文化に関わる学際的な視野を持つものが望ましい。(学会の設立趣旨に関しては、本会会則第2条およびHPを参照のこと。)
5. 投稿原稿はMicrosoft Word ファイル形式 (.dox, .docx) あるいはリッチテキスト・ファイル形式 (.rtf) で保存すること。
6. 分量は、和文の場合 20,000字以内(注・参考文献・図版等すべてを含めて)、英文の場合 8,000語以内(注・参考文献・図版等すべてを含めて)とする。和文の論文には英文要旨(300語程度)をつける。
7. 著作権のある図版等を使用する場合は、あらかじめ許可を得ておくこと。
8. 投稿者の氏名・謝辞・口頭発表・助成金の交付等、投稿者を特定できる情報を投稿原稿から削除しておくこと。
9. 投稿原稿とともに、指定のフォーム*に氏名・所属・職位・現住所・電話番号・メールアドレス等の必要事項を記入し提出すること。謝辞・口頭発表・助成金の交付などを記載する場合、当該のフォームに追記すること。
10. 引証の形式は、MLA、APA、シカゴスタイルなど各自の専門分野の慣行に従うこと。
11. 原稿ファイルの送付先は、「victorianstudiesjp@gmail.com」。メールの表題を「『ヴィクトリア朝文化研究』投稿」とすること。印字原稿の送付は必要としない。

*学会ホームページ上の「投稿規程」からダウンロードできます (<http://www.victorianstudies.jp>)

vssj.jp/vssj-paper1.doc)。投稿される方は【投稿論文用】のフォームをお使いください。

著作権および掲載論文の公開について

1. 『ヴィクトリア朝文化研究』に掲載される論文(書評等を含む、以下同)について、本会は以下の方針を適用する。この方針は第9号掲載分以降に対して適用する。
 2. 本誌掲載論文の著作権は日本ヴィクトリア朝文化研究学会に帰属する。
 3. 掲載号発刊後12箇月が経過した論文は、PDFファイルで本会ホームページ上に一般公開する。
 4. 執筆者個人がインターネット上に本誌掲載論文を公開する場合は、本会ホームページ上にあるPDFファイルへのリンクという方法をとることとする。個人のウェブサイト内で別フォーマットのものを公開してはならない。
 5. 執筆者個人がインターネット上に本誌掲載論文を公開する場合は、以下の条件を満たさなければならない。
 - (a) 掲載号発刊後12箇月が経過していること
 - (b) 権利表示を行うこと
 - (c) 出典表示を行うこと
 - (d) 公開された文書の利用は著作権の範囲内に限られる旨の表示を行うこと。
 6. 執筆者個人が自身の著書等に本誌掲載論文を転載する場合は、事前に本会事務局に申し出て許可を得なければならない。**

**学会ホームページ上の「著作権および掲載論文の公開について」から「転載許可願」をダウンロードできます (<http://www.vssj.jp/tensai-kyoka.doc>)。必要事項を記入のうえ、電子メールで事務局までお送りください。

研究活動における不正行為防止等のガイドライン

(2023年11月18日施行)

1. 日本ヴィクトリア朝文化研究学会は、「文学、歴史、経済、美術などのジャンルを通しての研究に基づきながらも、そのジャンルのみにとらわれることなく、広い視野からの学際的研究によりヴィクトリア朝イギリスについての理解を深めることを目的とする」(会則第2条)学会です。会員は、この目的を達するため、先行研究の研究成果を踏まえつつ、資料収集やテクスト分析に基づく独創的な研究を発表することが求められます。研究活動において、他の研究者の考えの盗用、他の研究者の論文・著書等からの剽窃等の不正行為は決して許されません。会員は倫理規範を遵守して研究活動を

行い、日本におけるヴィクトリア朝文化研究の発展に貢献できるよう、努めなくてはなりません。倫理規範に反するような不正行為は本学会のみならず、広く人文社会学や日本の学界全体に対する信用を損なう冒涜行為であり、会員はそのような行為が発生しないよう心掛ける義務があります。

2. 研究活動における不正行為とは以下の行為を指します。
 - ① 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ② 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ③ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
3. 日本ヴィクトリア朝文化研究学会は、学会誌『日本ヴィクトリア朝文化研究』やニュースレターに掲載された論文、書評、エッセイ、ならびに大会における研究発表に不正行為が疑われた場合、速やかに調査委員会を設置し、調査を開始します。調査の結果不正行為が認定されれば、当該論文等を取消し、その事実をホームページにて公表します。また、投稿論文や研究発表の審査過程において不正行為が認められた場合には、当該論文・発表者を選考対象から除外したり、発表予定を取消したりする措置をとることがあります。学会は、そのような措置について当事者に通告し、必要があれば、所属機関に報告することもあります。

日本ヴィクトリア朝文化研究学会優秀論文賞規程

- (名称) 本賞は日本ヴィクトリア朝文化研究学会優秀論文賞と称する。
- (目的) 本賞は本会会員の学術研究の奨励と、日本におけるヴィクトリア朝文化研究の振興を目的とする。
- (対象) 会誌『ヴィクトリア朝文化研究』各号に掲載された一般投稿論文のうち優秀なもの1編を受賞の対象とする。受賞に値する論文がない場合には、受賞に準ずる論文を佳作に選出することがある。
- (賞金) 本賞の賞金は5万円とし、学会会計より支出する。佳作の賞金は3万円とする。
- (審査) 審査は会誌編集委員会が行なう。編集委員長は、必要に応じて編集委員以外の会員にも参考意見を求めることができる。
- (発表) 本会総会において当該年度の受賞論文を発表し、受賞者を表彰する。
- (改正) 本規程の改正は運営委員会、理事会の議によって行なう。
- 付則 本規程は平成29年9月30日より施行する。

